

**植物公園及び旧清掃工場跡地等整備基本計画策定委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本要領は、「植物公園及び旧清掃工場跡地等整備基本計画策定委託」（以下、「本委託」という。）の事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な手続きを定めるものとする。

2 委託概要

（1）現況

昭和 62 年の開園から令和 9 年で 40 周年を迎える水戸市植物公園（以下、「植物公園」という。）は、テラスガーデン、観賞大温室、熱帯果樹温室、植物館、芝生園、中池等を有する洋風庭園であり、これまで多くの市民に愛され、水戸の植物文化を守ってきた都市公園である。令和元年度から令和 3 年度にかけては第 1 期リニューアルとして、観賞大温室及び熱帯果樹温室等の施設や園路の改修、植物の植替え等を実施した。しかし、インフラを始め、施設棟や園路などの屋内外各所において施設の老朽化が見られており、今後改修や補修が必要な状況にある。

また、植物公園に隣接する旧清掃事務所や旧清掃工場から成る旧水戸市小吹清掃工場等跡地（以下、「工場等跡地」という。）は、令和 7 年度から解体を順次進めており、令和 13 年度に解体完了を見込んでおり、跡地については効率的かつ有効的な利活用を多くの市民から求められている。

これに加えて、小吹運動公園（以下、「運動公園」という。）は、老朽化に伴う長寿命化対策事業の一環として、今後改修工事を予定しており、隣接する植物公園及び工場等跡地との相互利用や相乗効果による地域の活性化を期待されている。

（2）目的

本委託は、植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園、運動公園の一体的な利活用に向け、市民アンケートや地元住民とのワークショップ等を踏まえて合意形成を図り、基本計画を策定することを目的とする。

（3）委託名

植物公園及び旧清掃工場跡地等整備基本計画策定委託

（4）委託内容

別紙 1「植物公園及び旧清掃工場跡地等整備基本計画策定委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（5）履行期間

契約締結日の翌日から 330 日間とする。ただし、令和 9 年 4 月以降の履行期間について

は、3月定例会の承認を得た後、変更契約を締結する。

また、委託内容により履行期間延伸の必要が生じた場合は、委託者・受託者協議の上、延長できるものとする。

(6) 委託費上限額

20,000,000 円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※ 本価格は本委託の予定価格を示すものではなく、予定価格は別途設定する。

3 契約方法

(1) 公募型プロポーザル方式による随意契約

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に準ずる。

(2) 契約の相手方選定

本委託は、上記「2（2）目的」を達成するために高度な専門性・技術力・企画力が必要であり、提案内容によって成果物の品質に大きく差異がでることから、最も優れた技術力や創造性を有する事業者を選定するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募り、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続）を採用する。

4 参加資格

次の要件に定めのない限り、参加資格要件の基準日は、参加表明書の提出期限日とし、本プロポーザルに参加できる者は、基準日において次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産の申立てがなされている者でないこと。

(4) 水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成20年水戸市告示第16号）第2条に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約

を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号）第75条の規程による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限日において、本市における建設工事に係る令和7・8年度有資格請負業者名簿に登録されている者であること。なお、登録業種は、土木関係建設コンサルタントとする。
- (7) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (8) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (9) 本店住所地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (10) 元請けとして、過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に国又は地方公共団体等（※1）が発注する類似業務（※2）を受託し、完了した実績が1件以上あること。
- (11) 次に掲げる資格等を有する者を、管理技術者及び照査技術者として本委託に配置することができる者であること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼務できないこととする。ただし、担当技術者の配置は必須ではないこととする。

ア 管理技術者は以下の要件を満たすこととする。

所属する参加者との間に雇用関係があること。かつ、技術士（総合技術監理部門「建設一都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、管理技術者あるいは担当技術者として過去10年間（平成28年度から令和7年度まで）に国又は地方公共団体等（※1）が発注する類似業務（※2）に従事した実績が1件以上あること。

イ 照査技術者は以下の要件を満たすこととする。

所属する参加者との間に雇用関係があること。かつ、技術士（総合技術監理部門「建設一都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有していること。

※1 国又は地方公共団体等とは、国、都道府県、市区町村、公益法人、公益民間企業（高速道路会社、電力会社や鉄道会社等）とする。

※2 類似業務とは、公園整備の基本計画策定業務又は基本設計業務とする。

5 候補者選定の手続

(1) 候補者選定委員会の設置

候補者の選定に当たり、本委託に係る候補者選定委員会（以下、「選定委員会」とい

う。)を設置する。

(2) 予定スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、下表のとおりである。

なお、参加者の状況、審査の進捗状況等により日程を変更する場合がある。

項目	日程
公告・参加表明書等の募集開始	令和8年8月17日(月)
参加表明書等の受付	令和8年8月17日(月)から 令和8年9月7日(月)午後5時まで
質疑書の受付	令和8年8月17日(月)から 令和8年8月31日(月)午後5時まで
質疑回答の公表(水戸市ホームページに掲載)	令和8年9月3日(木)
参加資格の確認 参加資格審査結果通知書	令和8年9月9日(水) 予定
提出意思確認書 又は参加辞退届の受付	令和8年9月10日(木)から 令和8年9月17日(木)午後5時まで
業務提案書等の受付	令和8年9月10日(木)から 令和8年9月25日(金)午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年10月2日(金) 予定
審査結果の通知・公表	令和8年10月上旬予定
契約締結	令和8年10月下旬予定

6 参加表明書等の受付

(1) 提出期限：令和8年8月17日(月)から令和8年9月7日(月)午後5時まで

(2) 提出書類：

ア 参加表明書【様式第1号】

イ 暴力団排除に関する誓約書【様式第2号】

ウ 法人等の概要書【様式第3号】

エ 本店住所地の都道府県税、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税について未納がないことを証明する証明書(発行日から3か月以内のもの)の写し

オ 業務実績書【様式第4号】

業務実績を証明する書類(テクリス、契約書の写し等)及び当該業務が類似してい

ることが確認できる書類を添付すること。

カ 業務実施体制調書【様式第5号】

雇用を証明する書類（健康保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し）及び保有資格を証明する書類（登録証の写し等）を添付すること。

キ 管理技術者業務実績書【様式第6号】

業務実績を証明する書類（テクリス、契約書の写し等）及び当該業務が類似していることが確認できる書類を添付すること。

(3) 提出部数

1 部

(4) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

7 質疑書の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年8月17日（月）から令和8年8月31日（月）午後5時まで

(2) 提出書類：質疑書【様式第7号】

(3) 提出方法：Eメール parks.fore@city.mito.lg.jp

(4) 質疑回答の公表：令和8年9月3日（木）に市ホームページへ掲載する。

8 参加資格の確認

上記「6（2）提出書類」を提出した者について、事務局において参加要件について書類審査を行い、「参加資格審査結果通知書」を送付する。

(1) 通知日：令和8年9月9日（水） 予定

(2) 通知方法：参加表明のあった審査書類提出業者へ電子メールで個別に通知する。

9 提出意思確認書の受付

(1) 提出期限：令和8年9月10日（木）から令和8年9月17日（木）午後5時まで

(2) 提出意思確認書の提出：業務提案書提出要請書を受けた者は、事務局持参又は郵送により、提出意思確認書【様式第8号】を提出すること。期限までに提出のなかった事業者は辞退したものとみなす。

10 参加辞退届の受付（任意）

参加表明者が特段の事情により審査を辞退する場合、又はプロポーザル参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合に提出すること。

(1) 提出期限：令和8年9月10日（木）から令和8年9月17日（木）午後5時まで

(2) 提出書類：辞退届【様式第9号】

(3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

11 業務提案書等の受付

(1) 提出期限：令和8年9月10日（木）から令和8年9月25日（金）午後5時まで

(2) 提出書類：

- ア 業務提案書【様式第10号】 1部
- イ 業務工程表【様式第11号】 1部
- ウ 提案価格見積書（内訳含む） 1部

※ 見積価格は消費税額及び地方消費税額を除く金額とする。

(3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

(4) 業務提案書等作成時の留意事項

- ア 整備後のイメージがしやすいよう図面等を添付すること。
- イ 【様式第10号】に添付する資料は、用紙A4版又はA3版、文字方向横書きとし、図表を除いて文字サイズ10ポイント以上とする。

12 業務提案の内容

(1) 現況

- ・ 本事業地は最寄りのJR常磐線赤塚駅から約6km、JR常磐線水戸駅から約8km、常磐自動車道水戸IC及び北関東自動車道水戸南ICから約8kmの場所に位置する。
- ・ 公共バスは、最寄りのバス停「植物公園」に朝夕各2本程度の運行があり、昼間は平日に無く、休日1本の運行がある。また、宮脇池前のバス停「小吹神社前」は1時間に1本程度の運行がある。
- ・ 旧清掃工場、旧清掃事務所及び築山は、土被り0.5m～1.5m程度で、層厚1.0m～2.5m程度のごみが埋設されているため、掘削等に制限がある。
- ・ 計画対象地は起伏に富んだ敷地であり、旧清掃事務所と植物公園駐車場で4.0m程度、旧清掃事務所と築山で6.0m程度の高低差がある。
- ・ 現在、植物公園、宮脇池、工場等跡地、運動公園はフェンス等で区切られており、自由な行き来ができない。
- ・ 植物公園（宮脇池を除く）と運動公園（駐車場を除く）は有料エリア、それ以外は無料エリアとなっている。
- ・ 植物公園は年間入園者数約5万人程度で推移しており、入園料と売店・レストランの売り上げを運営費用の一部に充てている。
- ・ 植物公園は公園施設の老朽化が進んでいるため、展望休憩舎などの一部施設で立ち入り禁止になっている。
- ・ 植物公園のゲートボール場は週1回程度の利用状況である。
- ・ 現在の駐車場は、植物公園駐車場350台（As舗装又は碎石舗装）、植物公園職員駐

車場 80 台 (As 舗装)、宮脇池 20 台 (As 舗装)、運動公園 240 台 (As 舗装) である。

- ・ 旧清掃事務所は解体中で令和 9 年度に完了見込みである。
- ・ 築山は存続し、旧清掃工場は今後解体予定である。

(2) 前提条件

- ・ 計画対象範囲は以下のとおりとする。(別紙 3～5「平面図(その 1～3)」)
 - ア 水戸市植物公園(宮脇池、旧清掃事務所含む)
 - イ 旧水戸市小吹清掃工場等跡地(旧清掃工場、築山)
 - ウ 小吹運動公園(体育館・プール※、野球場)
- ※ 体育館及びプールは改修を予定している。
- ・ 植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園及び運動公園は自由に行き来ができるように検討すること。
- ・ 植物公園の事務所棟、観賞大温室、熱帯果樹温室、植物館及び運動公園は存続施設とし、機能維持を基本に、工場等跡地に整備する新たな公園との一体的な利用を検討すること。
- ・ 運動公園の野球場は利用状況(週 4 回程度。1 回 2～3 時間。)を勘案し、空いている時間を活用した野球以外の利用についても検討すること。
- ・ 本市が求める公園像は以下のとおり。
 - ア 幅広い世代が楽しめる公園
 - イ 何度も訪れたい公園
 - ウ 避難機能や防災機能を備えた災害に強い安全・安心な公園
 - エ 植物多様性の保全や環境学習、研究の場となる環境・自然と共生する公園
 - オ ウォーキングやリフレッシュなど、心身の健康を促進するウェルネスな公園
 - カ こどもたちの好奇心、探究心、生命を尊重する心を育む公園
 - キ 植物公園を核とした既存施設と相互連携を図った一体的な公園
 - ク 誰もが気軽に利用でき、公平性と持続性を両立した公園
 - ケ イベントやマルシェなど、市民の交流や地域の活性化を生み出す公園

(3) 提案内容

植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園及び運動公園を対象とし、下記①～④の項目について提案すること。

① 植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園及び運動公園を一体的に活用した公園整備方針について

立地条件、周辺環境、施工条件等を踏まえ、以下について提案すること。

- ア 植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園及び運動公園の一体的な公園としての魅力向上や利用促進、持続可能な管理運営につながる公園整備方針
- イ 植物公園、工場等跡地に整備する新たな公園及び運動公園の有機的な連携、安全で快適な利用者動線を考慮した回遊性向上を図るゾーニング

② 多様な利用者に配慮した公園について

こどもから高齢者まで、誰もが利用しやすく、憩い・交流・健康づくり・自然とのふれあいなど、幅広いニーズに対応した公園について提案すること。

③ 持続可能な維持管理及び管理運営について

ライフサイクルコストの削減や効率的な維持管理、さらには人口減少や財政制約に対応する効率的な将来の管理運営手法について考慮し、持続可能な公園運営を提案すること。

④ 市民意見の把握及び基本計画への反映について

市民との合意形成を図るために発注者が実施する市民アンケートの設計補助、集計、分析を行うとともに、地元住民とのワークショップ等の企画、ファシリテーション、資料作成、意見分析等を行い、その結果を基本計画へ反映する具体的な方法について提案すること。

13 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

業務提案書（この実施要領を満たすものに限る。）の提出を行ったプロポーザル参加者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（1）開催日程：令和8年10月2日（金）予定

※ 詳細な日時等については、後日事務局より連絡する。

（2）留意事項

ア 説明に要するプロジェクター、スクリーン、電源は事務局で準備する。その他の必要な機器類については、各提案者にて準備すること。

イ プレゼンテーションは原則非公開とし、事務局の記録用として録音を行うことがある。業務提案者はプレゼンテーションにおいて、提案者名及び提案価格見積書の価格を公表してはならない。また、業務提案書と異なる説明や追加資料の配付は認めない。

（3）失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された業務提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

ア 業務提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 業務提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。

ウ 業務提案書等提出期限後に内訳書の金額の訂正を行ったもの。

エ ヒアリング等に出席しなかったもの。

オ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

カ 参考見積書の金額が、委託費上限額を超過したもの。

キ その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

14 評価方法

(1) 業務実績・資格要件 (配点 60 点)

ア 評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実績・ 資格要件	提案参加者（企業）は、公園整備の基本計画策定又は基本設計のいずれかの業務に関する実績が備わっているか。(配点 20 点)【様式第 4 号】 (14 (1) イ 企業及び管理技術者の業務実績の評価方法による)	60 点
	管理技術者は、公園整備の基本計画策定又は基本設計のいずれかの業務に関する実績が備わっているか。(配点 30 点)【様式第 6 号】 (14 (1) イ 企業及び管理技術者の業務実績の評価方法による)	
	管理技術者、照査技術者、担当技術者のうち以下のいずれかの資格を有しているか。(配点上限 10 点)【様式第 5 号】 (14 (1) ウ 資格の評価方法による) ・技術士（資源工学部門「資源循環及び環境浄化」） 5 点 ・技術士（建設部門「建設環境」） 5 点 ・技術士（衛生工学部門「廃棄物・資源循環」） 5 点 ・技術士（環境部門「環境保全計画」又は「環境測定」） 5 点 ・RCCM（建設環境） 3 点 ・RCCM（廃棄物） 3 点 ・特になし 0 点	

イ 企業及び管理技術者の業務実績の評価方法

以下の公園の種類及び実績件数により点数化し、最も点数の高い企業を満点とし、次の順位からは以下の式により配点するものとする。(過去 10 年間の実績 (平成 28 年度から令和 7 年度まで))

(企業)

$$20 \text{ 点 (配点)} \times (\text{当該提案者の実績点数} \div \text{全提案者中最高点の実績点数})$$

(管理技術者)

$$30 \text{ 点 (配点)} \times (\text{当該提案者の実績点数} \div \text{全提案者中最高点の実績点数})$$

① 公園の種類

- ・ 公共施設跡地の公園整備（ごみ処理施設） 1.2
- ・ 公共施設跡地の公園整備（その他施設） 1.0
- ・ 10ha 以上の都市公園整備 0.8
- ・ 4ha 以上の都市公園整備 0.6
- ・ 2ha 以上の都市公園整備 0.4
- ・ 2ha 未満の都市公園整備 0.2

（注意事項）

- ・ 同一実績での重複評価はしない。

例) 「a 市民会館跡地公園整備基本計画策定業務委託（5ha）」の場合
4ha 以上 0.6 かつ公共施設跡地（その他施設） 1.0 に該当するため、高い方の 1.0 を採用する。

- ・ 同一業務内での重複評価はしない。

例) 「b 公園整備基本計画策定及び基本設計業務委託（2ha）」の場合
2ha 以上の基本計画策定 0.4、かつ 2ha 以上の基本設計 0.4 に該当するため、0.4 を採用する。

- ② 提出された実績件数分の①を足し合わせ、当該業者の実績点数とする。（実績件数の上限なし）
- ③ ②の実績点数をすべての参加業者で算出し、比較することにより相対評価とする。（四捨五入で小数点第1位まで算定）

例) c 社（実績件数 全3件）の場合

- 1 件目：公共施設跡地（その他施設）の公園整備基本計画策定 → 1.0
 - 2 件目：10ha 以上の都市公園整備基本計画策定 → 0.8
 - 3 件目：2ha 未満の都市公園整備基本計画策定 → 0.2
- c 社の実績点数=1.0+0.8+0.2=2.0

d 社（実績件数 全4件）の場合

- 1 件目：公共施設跡地（ごみ処理施設）の公園整備基本計画策定 → 1.2
 - 2 件目：4ha 以上の都市公園整備基本計画策定 → 0.6
 - 3 件目：4ha 以上の都市公園整備基本計画策定 → 0.6
 - 4 件目：2ha 以上の都市公園整備基本計画策定 → 0.4
- d 社の実績点数=1.2+0.6+0.6+0.4=2.8（全提案者中最高点の実績点数）

よって、c 社の配点は、20 点（配点）×（2.0÷2.8）=14.3 点となる。

d 社の配点は、20 点（配点）×（2.8÷2.8）＝20.0 点となる。

※ 管理技術者も同様の算出方法とする。

ウ 資格要件の評価方法

「14（1）ア 評価基準」に記載する資格の保有有無により、配置技術者 1 人につき、高い配点 1 つを評価し、加点するものとする。

例) e 社の場合

管理技術者 f の保有資格：RCCM（建設環境） 3 点

照査技術者 g の保有資格：技術士（建設部門「建設環境」） 5 点

RCCM（建設環境） 3 点

よって、高い方の 5 点を採用する

担当技術者 h の保有資格：RCCM（建設環境） 3 点

よって、e 社の配点は、合計 11 点（＝3 点＋5 点＋3 点）のため、配点上限の 10 点とする。

（2）プレゼンテーション及びヒアリング審査（配点 130 点）

ア 評価基準

評価項目	評価基準	配点
提案内容	①本業務の特徴や課題を踏まえた具体的な公園整備方針が提案されているか。また、ゾーニング案に妥当性があるか。（配点 30 点）	110 点
	②幅広いニーズに対応した公園について適切な提案がされているか。（配点 30 点）	
	③ライフサイクルコストを考慮した、実効性及び実現性のある持続可能な維持管理及び管理運営が提案されているか。（配点 30 点）	
	④市民との合意形成を図るための市民アンケートや地元住民とのワークショップ等の進め方と基本計画へ反映する方法について実現性のある提案がされているか。（配点 20 点）	
業務工程	本委託を確実かつ円滑に実施するための合理的で実現性のある業務工程となっているか。【様式第 11 号】	10 点
資料作成能力	プレゼンテーション資料はわかりやすく作成されているか。	10 点
選定委員 1 人当たりの持ち点合計		130 点

イ 評価区分と得点化の方法

選定委員による評価の区分は、A評価～E評価の5段階評価とし、評価後、得点化の方法に基づき採点を行う。なお、選定委員の評価点は平均値とする（四捨五入で小数点第1位まで算定）。

（得点化の方法）

評価	評価内容	得点
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

（3）価格審査（配点10点）

提案上限額に対する絶対評価でなく、提出されたすべての提案見積額を比較することによる相対評価とする。（四捨五入で小数点第1位まで算定）

なお、提案上限額は超えないものとする。

$10 \text{ 点（配点）} \times (\text{最も低い提案額} \div \text{当該提案者の提案額})$
--

15 選定及び審査結果の通知・公表

- （1）本プロポーザルの選定に当たっては、14（1）業務実績・資格要件（配点60点）、14（2）プレゼンテーション及びヒアリング審査（配点130点）、14（3）価格審査（配点10点）による、合計200点満点評価の点数の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とする。

なお、最高得点の候補者が複数となった場合は、選定委員の協議により決定する。

- （2）審査結果については、提案者全員に速やかに通知（令和8年10月上旬を予定）するとともに、契約候補者を市のホームページで公表する。

16 関係資料の閲覧

次の図書については、申し出に応じて事務局窓口にて閲覧できるものとする。（期限：令和8年9月16日（水）まで）

- （1）平成28年度 水戸市植物公園 リニューアル基本構想・基本計画
- （2）令和7年度 国補植物公園第2期リニューアル測量委託
- （3）令和6年度 国補植物公園宮脇池散策路整備工事（1、2、3工区）

17 契約の手続

- (1) 選定した契約候補者から見積書を徴し、随意契約を締結する。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結するものとする。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。
- (4) 契約候補者は契約の締結と同時に、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第136条に基づき、契約の保証を付さなければならない。
- (5) 契約候補者は、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第85条に基づき、前金払を請求できる。但し、同条に規定する保証事業会社が交付する、前金払い保証書を提出しなければならない。

18 その他

- (1) 業務提案書等の取扱い

水戸市は、本プロポーザルに関する公表、及びその他市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに業務提案書が無償で利用できるものとする。

- (2) その他留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

オ 参加表明書又は業務提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式第9号】により、「19 事務局」へ提出すること。

カ 本プロポーザルにおいて知り得た水戸市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。

キ 提案期間中において、選定委員や関係部局等の本プロポーザルの関係者との接触、提案内容に関する問い合わせ、情報収集等の行為を禁止する。

19 事務局

本委託に関する事務局及び問合せ先は、下記のとおりとする。

- (1) 住 所 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
- (2) 担 当 者 水戸市 都市計画部 公園緑地課 施設係（担当 桜井、諏訪）
- (3) 電 話 029-224-1111（内線 3493）
- (4) Eメール parks.fore@city.mito.lg.jp